

川崎市現場環境改善費（熱中症対策）の積み上げの試行に関する特記仕様書

（目的）

- 第1条 本特記仕様書は、「川崎市現場環境改善費（熱中症対策）の積み上げ計上に関する試行要領」（以下「要領」という。）に基づき、工事現場において、施設や設備により、熱中症対策を適切に実施し、建設現場の労働環境改善を図ることを目的とし、必要な事項を定めたものである。
- 2 本特記仕様書は、原則として5月1日から10月31日までの期間に適用するものとする。ただし、当該期間外で対策が必要な場合は、当該月も対象とする。

（対象工事）

- 第2条 本工事は、現場環境改善費に熱中症対策に関する費用を積み上げ計上できる工事である。

（実施方法等）

- 第3条 実施方法等は要領によるものとする。

（施設、設備の仕様等）

- 第4条 受注者は、熱中症対策に要する費用の積み上げ計上を希望する場合は、契約後速やかに、当該工事における当該対策（以下「対策」という。）に必要な施設・設備の種類（別表参照）、規模、設置期間及び概算費用等を記載した工事打合せ簿を監督員に提出のうえ、協議しなければならない。

（施工計画書）

- 第5条 受注者は、前条の工事打合せ簿により監督員から回答された施設や設備の種類、規模及び設置期間等を記載した施工計画書を監督員に提出し、監督員の確認を受けなければならない。

（費用）

- 第6条 現場の施設や設備に対する対策費用の積み上げ計上は、変更契約において行う。
- 2 当初契約で、現場環境改善費の率分を計上していない工事であっても変更契約で単独で計上することができる。

（現場作業終了時点の提出書類）

- 第7条 受注者は、施設や設備の実施状況を撮影し、監督員に提出するものとする。
- 2 受注者は、施工計画書に基づき、実施した対策の施設・設備の種類、規模及び設置期間を記載した工事打合せ簿を監督員に提出するものとする。
- 3 受注者は熱中症対策に要した費用の明細を記載した契約書等を監督員に提出するものとする。

（変更契約）

- 第8条 変更契約は、受注者が施工計画書等に従って対策した施設及び設備の設置期間を対象に、前条の提出書類に基づき、受発注者間で協議のうえ行う。

【別表】施設・設備の種類の例示（リース品、購入品共通）

※１） 試行要領第４条第４項第（４）号で使用する耐用年数であるが、参考に留め、積算時点における国税庁の減価償却資産の耐用年数表を必ず確認し、積算時点の耐用年数を使用すること。

※２） 本表に記載されていない施設・設備については、監督員と別途協議をすること。

熱中症対策に必要な施設・設備 の種類 ※２)	耐用年数（年） ※１)	国税庁耐用年数表上の品目	
		構造・用途	細目
・ 大型扇風機	８	電気機器	その他のもの
・ ミスト扇風機	８	電気機器	その他のもの
・ スポットクーラー	８	電気機器	その他のもの
・ ドライミスト発生装置	８	電気機器	その他のもの
・ ミストファン	８	電気機器	その他のもの
・ ウォータークーラー	８	電気機器	その他のもの
・ 電気冷蔵庫	６	電気機器	電気冷蔵庫
・ 製氷機	４	電気機器	氷冷蔵庫
・ 給水機	８	電気機器	その他のもの
・ スポーツドリンク類の 自動販売機（無料自販機含む）	８	電気機器	その他のもの
・ テント付きの屋外休憩所	８	日よけ設備	その他のもの
・ 遮光ネット	８	日よけ設備	その他のもの
・ 日除けテント	８	日よけ設備	その他のもの
・ 簡易テント	８	日よけ設備	その他のもの
・ 移動式エアコン	６	電気機器	冷房用機器
・ 休憩車の配置	６	一般用のもの	その他のもの
・ 作業場近くにクールダウン スペース（冷却休憩施設）	８	日よけ設備	その他のもの